

○姫路市建築確認申請手数料等徴収条例

平成12年3月29日

条例第12号

改正 平成13年10月12日条例第51号

平成14年3月27日条例第18号

平成15年3月26日条例第11号

平成17年7月1日条例第63号

平成17年12月20日条例第90号

平成18年9月14日条例第98号

平成19年3月28日条例第24号

平成21年5月29日条例第41号

平成23年10月6日条例第49号

平成24年3月27日条例第22号

平成25年3月27日条例第21号

平成25年12月20日条例第63号

平成27年3月24日条例第23号

平成28年3月25日条例第39号

平成28年6月24日条例第48号

平成29年3月28日条例第23号

平成29年10月5日条例第60号

平成30年3月28日条例第20号

平成30年10月4日条例第46号

令和元年6月26日条例第10号

令和2年3月26日条例第19号

令和3年3月29日条例第16号

令和3年12月22日条例第57号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する建築物に関する確認申請手数料等について必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額)

第2条 本市は、次の各号に掲げる事務について、申請者から当該各号に掲げる名称の手

数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、第62号については用紙1枚につき、その他のものについては1件につき当該各号に定める金額とする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査（次号及び第2号に掲げるものを除く。） 建築物に関する確認申請等手数料 建築物の床面積の合計が30平方メートル以下の場合は11,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下の場合は19,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下の場合は31,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下の場合は43,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合は68,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合は93,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合は221,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の場合は338,000円、50,000平方メートルを超える場合は609,000円
- (2) 確認の申請又は通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第6条第1項の規定に基づく確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査 建築設備を含む建築物に関する確認申請等手数料 第1号に規定する額に次の区分に応じ、当該区分に定める額を加えた額
ア 建築設備を設置する場合（確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。） 16,000円（小荷物専用昇降機については、10,000円）
イ 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 9,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円）
- (3) 建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査 建築設備に関する確認申請等手数料 建築設備を設置する場合（確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。）は16,000円（小荷物専用昇降機については、10,000円）、確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合は9,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円）
- (4) 建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項の規定に

基づく確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査 工作物に関する確認申請等手数料 工作物を築造する場合（確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合を除く。）は12,000円、確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合は7,000円

(5) 建築基準法第7条第4項又は同法第18条第17項の規定に基づく完了検査（次号、第9号及び第10号に掲げるものを除く。） 建築物に関する完了検査申請等手数料 建築物の床面積の合計が30平方メートル以下の場合は14,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下の場合は18,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下の場合は22,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下の場合は30,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合は47,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合は64,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合は157,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の場合は242,000円、50,000平方メートルを超える場合は457,000円

(6) 検査の申請又は通知に係る建築物に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第7条第4項又は同法第18条第17項の規定に基づく完了検査（第10号に掲げるものを除く。） 建築設備を含む建築物に関する完了検査申請等手数料 前号に定める額に19,000円（小荷物専用昇降機については、11,000円）を加えた額

(7) 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第4項又は同法第18条第17項の規定に基づく完了検査 建築設備に関する完了検査申請等手数料 19,000円（小荷物専用昇降機については、11,000円）

(8) 建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第4項又は同法第18条第17項の規定に基づく完了検査 工作物に関する完了検査申請等手数料 12,000円

(9) 建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に係る同法第7条第4項又は同法第18条第17項の規定に基づく完了検査（次号に掲げるものを除く。） 建築物に関する完了検査申請等減額手数料 建築物の床面積の合計が30平方メートル以下の場合は13,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下の場合は17,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下の場合は21,

000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下の場合は29,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合は45,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合は61,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合は147,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の場合は232,000円、50,000平方メートルを超える場合は437,000円

(10) 建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第7条第4項又は同法第18条第17項の規定に基づく完了検査 建築設備を含む建築物に関する完了検査申請等減額手数料 前号に定める額に18,000円（小荷物専用昇降機については、11,000円）を加えた額

(11) 建築基準法第7条の3第4項又は同法第18条第20項の規定に基づく中間検査（次号に掲げるものを除く。） 建築物に関する中間検査申請等手数料 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以下の場合は12,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下の場合は16,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下の場合は19,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下の場合は25,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合は40,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合は53,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合は120,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の場合は190,000円、50,000平方メートルを超える場合は380,000円

(12) 中間検査の申請又は通知に係る建築物に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第7条の3第4項又は同法第18条第20項の規定に基づく中間検査 建築設備を含む建築物に関する中間検査申請等手数料 前号に定める額に15,000円（小荷物専用昇降機については、11,000円）を加えた額

(13) 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条の3第4項又は同法第18条第20項の規定に基づく中間検査 建築設備に関する中間検査申請等手数料 15,000円（小荷物専用昇降機については、11,000円）

(14) 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第4項又は同法第1

- 8条第20項の規定に基づく中間検査 工作物に関する中間検査申請等手数料 12,000円
- (15) 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は同法第18条第24項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料 120,000円
- (15)の2 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定の申請に対する審査 道路の位置の指定申請手数料 50,000円
- (15)の3 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく認定の申請に対する審査 建築物の敷地と道路との関係の認定申請手数料 27,000円
- (16) 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可の申請に対する審査 建築物の敷地と道路との関係の許可申請手数料 33,000円
- (17) 建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料 33,000円
- (18) 建築基準法第44条第1項第3号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査 道路内における建築認定申請手数料 27,000円
- (19) 建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料 160,000円
- (20) 建築基準法第47条ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 壁面線外における建築許可申請手数料 160,000円
- (21) 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査 用途地域における建築等許可申請手数料 180,000円
- (22) 建築基準法第51条ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査 特殊建築物等敷地許可申請手数料 160,000円
- (23) 建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積

- 率に関する特例の許可の申請に対する審査 建築物の容積率の特例許可申請手数料
160,000円
- (23)の2 建築基準法第57条の2第1項の規定に基づく特例容積率の限度の指定の申請
に対する審査 特例容積率適用区域内における特例敷地の特例容積率の限度の指定申
請手数料 敷地の数が2である場合は78,000円、敷地の数が3以上である場合
は78,000円に2を超える敷地の数に28,000円を乗じて得た額を加算した
額
- (23)の3 建築基準法第57条の3第1項の規定に基づく特例容積率の限度の指定の取消
しの申請に対する審査 特例容積率適用区域内における特例敷地の特例容積率の限度
の指定取消し申請手数料 6,400円に現に存する敷地の数に10,000円を乗
じて得た額を加算した額
- (23)の4 建築基準法第53条第4項又は第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する
特例の許可の申請に対する審査 壁面線の指定等がある場合の建築物の建蔽率に関す
る制限の適用除外に係る許可申請手数料 33,000円
- (24) 建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の
適用除外に係る許可の申請に対する審査 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に
係る許可申請手数料 33,000円
- (25) 建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号（同法第57条の5第3項におい
て準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申請に対する審
査 建築物の敷地面積の許可申請手数料 160,000円
- (26) 建築基準法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申
請に対する審査 建築物の高さの特例認定申請手数料 27,000円
- (27) 建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対す
る審査 建築物の高さの許可申請手数料 160,000円
- (28) 建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可の申
請に対する審査 日影による建築物の高さの特例許可申請手数料 160,000円
- (29) 建築基準法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外
に係る認定の申請に対する審査 高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限
の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円
- (30) 建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面
積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査 高度利用地区における建

建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料 160,000円

(31) 建築基準法第59条第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料 160,000円

(32) 建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料 160,000円

(32)の2 建築基準法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積及び高さに関する特例の許可の申請に対する審査 都市再生特別地区内における建築物の容積率、建蔽率、建築面積及び高さに関する特例許可申請手数料 160,000円

(33) 建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 地区計画等の区域のうち再開発等促進区等内における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円

(33)の2 建築基準法第68条の3第2項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 地区計画等の区域のうち再開発等促進区等内における建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円

(33)の3 建築基準法第68条の3第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 地区計画等の区域のうち再開発等促進区等内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円

(34) 建築基準法第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 地区計画等の区域のうち再開発等促進区等内における建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料 160,000円

(35) 建築基準法第68条の4第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 建築物の容積率の最高限度を区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円

- (36) 建築基準法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査 高度利用と都市機能の更新を図る地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さの許可申請手数料 160,000円
- (37) 建築基準法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限又は同条第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円
- (38) 建築基準法第68条の5の6第1項の規定に基づく建築物の建蔽率の算定に関する特例に係る認定の申請に対する審査 地区計画等の区域内における建築物の建蔽率の算定に関する特例に係る認定申請手数料 27,000円
- (39) 建築基準法第68条の7第5項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請手数料 160,000円
- (40) 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 仮設興行場等建築許可申請手数料 3箇月以内の期限を定めて許可する場合は60,000円、その他の場合は120,000円
- (40)の2 建築基準法第85条第6項の規定に基づく1年を超えて使用する仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 1年を超えて使用する仮設興行場等建築許可申請手数料 160,000円
- (41) 建築基準法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすことによる制限の緩和に係る認定の申請に対する審査 総合的設計による一団地の建築物の制限の緩和に係る認定申請手数料 建築物の数が1又は2である場合は78,000円、建築物の数が3以上である場合は78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
- (42) 建築基準法第86条第2項の規定に基づく一の敷地とみなすことによる制限の緩和に係る認定の申請に対する審査 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の制限の緩和に係る認定申請手数料 建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合は78,000円、建築物の数が2以上である場合は78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

- (42)の2 建築基準法第86条第3項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る許可の申請に対する審査 一定の一団地内において総合的設計により建築される建築物の制限の緩和に係る許可申請手数料 建築物の数が1又は2である場合は220,000円、建築物の数が3以上である場合は220,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
- (42)の3 建築基準法第86条第4項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る許可の申請に対する審査 一定の一団の土地の区域内において既存建築物を前提として総合的設計により建築される建築物の制限の緩和に係る許可申請手数料 建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合は220,000円、建築物の数が2以上である場合は220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
- (43) 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査 一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合は78,000円、建築物の数が2以上である場合は78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
- (43)の2 建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 公告認定対象区域内において建築される一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請手数料 建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合は220,000円、建築物の数が2以上である場合は220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
- (43)の3 建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査 公告許可対象区域内における一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料 建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合は220,000円、建築物の数が2以上である場合は220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
- (44) 建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の取消しの申請に対する審査 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の取消し申請手数料 6,400円に現に存す

る建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額

(45) 建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円

(45)の2 建築基準法第86条の8第1項若しくは第3項（同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）又は同法第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 27,000円

(45)の2の2 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請に対する審査 興行場等使用許可申請手数料 3箇月以内の期限を定めて許可する場合は60,000円、その他の場合は120,000円

(45)の2の3 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査 特別興行場等使用許可申請手数料 160,000円

(45)の2の4 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第115条の2第1項第4号ただし書の規定に基づく防火壁の設置を要しない建築物の認定の申請に対する審査 防火壁の設置を要しない建築物の認定申請手数料 27,000円

(45)の3 建築基準法施行令第131条の2第2項の規定に基づく計画道路若しくは予定道路を前面道路とみなすための認定又は同条第3項の規定に基づく前面道路の境界線等が壁面線等にあるものとみなすための認定の申請に対する審査 計画道路等を前面道路とみなすための認定又は前面道路の境界線等が壁面線等にあるものとみなすための認定申請手数料 27,000円

(45)の3の2 建築基準法施行令第137条の16第1項第2号の規定に基づく建築基準法令の適用を受けない建築物の移転の認定の申請に対する審査 建築基準法令の適用を受けない建築物の移転認定申請手数料 27,000円

(45)の4 姫路市特別工業地区建築条例（昭和48年姫路市条例第2号）第2条第1項ただし書又は姫路市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成9年姫路市条例第24号）第2条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対

- する審査 特別工業地区条例又は地区計画条例適用区域内における建築等の許可申請
手数料 180,000円
- (45)の5 姫路市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第8条第1項の
規定に基づく許可の申請に対する審査 地区計画条例適用区域内における公益上必要
な建築物に係る許可申請手数料 160,000円
- (46) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ、第63
条第3項第5号イ若しくは第68条の6第3項第5号イ又は第31条の2第2項第
14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地
の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 優良宅地造成
認定申請手数料 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合
は130,000円、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合は190,
000円、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合は260,000円、1ヘ
クタール以上3ヘクタール未満の場合は390,000円、3ヘクタール以上6ヘク
タール未満の場合は510,000円、6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合
は660,000円、10ヘクタール以上の場合は870,000円
- (47) 租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ、第63条第3項第7号イ又は第68
条の6第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するもので
あることについての認定の申請に対する審査 優良宅地造成認定申請手数料 86,
000円
- (48) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号。以下「平成1
0年改正措置法」という。）附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によるこ
ととされる平成10年改正措置法第1条の規定による改正前の租税特別措置法（以下
「旧租税特別措置法」という。）第63条の2第3項第3号イに規定する宅地の造成
が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定又は平成10年改正措
置法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別
措置法第63条の2第3項第3号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与
するものであることについての認定の申請に対する審査 優良宅地造成認定申請手数
料 86,000円
- (49) 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第63条第3項第6号若しくは第68
条の6第3項第6号又は第31条の2第2項第15号ニ（都道府県知事の認定に係
る部分に限る。）若しくは第62条の3第4項第15号ニ（都道府県知事の認定に係

る部分に限る。)に規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 優良住宅新築認定申請手数料 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下の場合には6,200円、100平方メートルを超え500平方メートル以下の場合には8,600円、500平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合には13,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合には35,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の場合には43,000円、50,000平方メートルを超える場合は58,000円

(50) 租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ、第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の6第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第15号ニ(市町村長の認定に係る部分に限る。)若しくは第62条の3第4項第15号ニ(市町村長の認定に係る部分に限る。)に規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 優良住宅新築認定申請手数料 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下の場合には6,200円、100平方メートルを超え500平方メートル以下の場合には8,600円、500平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合には13,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合には35,000円、10,000平方メートルを超える場合は43,000円

(51) 平成10年改正措置法附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第2号に規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定又は平成10年改正措置法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第2号に規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 良質住宅新築認定申請手数料 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下の場合には6,200円、100平方メートルを超え500平方メートル以下の場合には8,600円、500平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合には13,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合には35,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の場合には43,000円、50,000平方メートルを超える場合は58,000円

(52) 平成10年改正措置法附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によること

とされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第3号口に規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定又は平成10年改正措置法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第3号口に規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 良質住宅新築認定申請手数料 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下の場合は6,200円、100平方メートルを超え500平方メートル以下の場合は8,600円、500平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合は13,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合は35,000円、10,000平方メートルを超える場合は43,000円

(53) 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第20条の2第13項又は第38条の4第22項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査 特定の民間再開発事業認定申請手数料 31,000円

(54) 租税特別措置法施行令第25条の4第2項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査 特定民間再開発事業認定申請手数料 32,000円

(55) 租税特別措置法施行令第25条の4第17項に規定する事情があることについての認定の申請に対する審査 地区外転出事情認定申請手数料 24,000円

(56) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査 開発行為許可申請手数料

ア 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合であって、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合は8,600円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合は22,000円、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合は43,000円、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合は86,000円、1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合は130,000円、3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合は170,000円、6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合は220,000円、10ヘクタール以上の場合には300,000円

イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合であって、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合は13,000円、0.1ヘクタール

ル以上0.3ヘクタール未満の場合は30,000円、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合は65,000円、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合は120,000円、1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合は200,000円、3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合は270,000円、6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合は340,000円、10ヘクタール以上の場合は480,000円

ウ その他の場合であつて、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合は86,000円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合は130,000円、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合は190,000円、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合は260,000円、1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合は390,000円、3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合は510,000円、6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合は660,000円、10ヘクタール以上の場合は870,000円

(57) 都市計画法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査 開発行為変更許可申請手数料 次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超える場合は、その手数料の額は870,000円とする。

ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合には変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合は縮小後の開発区域の面積）に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額

イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前号に規定する額

ウ その他の変更については、10,000円

(58) 都市計画法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料 46,000円

(59) 都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料 26,000円

(60) 都市計画法第43条第1項の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料 敷地の面

積が0.1ヘクタール未満の場合は6,900円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合は18,000円、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合は39,000円、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合は69,000円、1ヘクタール以上の場合は97,000円

(61) 都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料

ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の事業の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満の場合 1,700円

イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の事業の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上の場合 2,700円

ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為がア及びイ以外の場合 17,000円

(62) 都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付 開発登録簿の写しの交付手数料 470円

(63) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査 宅地造成工事許可申請手数料 切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートル以下の場合は12,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合は21,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合は31,000円、2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の場合は47,000円、5,000平方メートルを超え1ヘクタール以下の場合は67,000円、1ヘクタールを超え2ヘクタール以下の場合は110,000円、2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の場合は170,000円、4ヘクタールを超え7ヘクタール以下の場合は250,000円、7ヘクタールを超え10ヘクタール以下の場合は340,000円、10ヘクタールを超える場合は420,000円

(64) 宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査 宅地造成工事変更許可申請手数料 次に掲げる場合に

応じ、それぞれ定める額

ア 宅地造成に関する工事の計画のうち、工事の内容の変更をする場合 変更する部分の土地の面積に応じ、前号に規定する額

イ その他の変更をする場合（アに規定する変更を伴う場合を除く。） 10,000円

(65) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第4項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（以下この号から第68号までにおいて「計画」という。）のうち新築に係る住宅の認定の申請に対する審査 新築に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条の2第3項又は第4項の規定に基づき登録住宅性能評価機関により長期優良住宅普及促進法第2条第4項に規定する長期使用構造等であると確認された住宅に係る計画（以下「長期使用構造等適合計画」という。）である場合であって住宅が存する建築物の床面積の合計（当該計画の認定の申請が既に認定を受けた計画に係る建築物内の当該計画に含まれない住宅に係るものである場合にあっては、住宅の床面積の合計。以下この号において同じ。）が、200平方メートル以下の場合は16,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下の場合は28,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合は47,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の場合は90,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の場合は133,000円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合は193,000円、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の場合は326,000円、20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の場合は405,000円、30,000平方メートルを超える場合は485,000円

イ 長期使用構造等適合計画以外の計画である場合であって住宅が存する建築物の床面積の合計が、200平方メートル以下の場合は55,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下の場合は126,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合は203,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の場合は411,000円、3,000平方メートルを超える場合は485,000円

0平方メートルを超え5,000平方メートル以下の場合は720,000円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合は1,224,000円、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の場合は2,260,000円、20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の場合は3,216,000円、30,000平方メートルを超える場合は3,961,000円

(65)の2 長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項まで又は第5項の規定に基づく計画のうち増築又は改築に係る住宅（区分所有住宅を含む。以下この号において同じ。）の認定の申請に対する審査 増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

ア 長期使用構造等適合計画である場合であって住宅が存する建築物の床面積の合計（当該計画の認定の申請が既に認定を受けた計画に係る建築物内の当該計画に含まれない住宅に係るものである場合にあつては、住宅の床面積の合計。以下この号において同じ。）が、200平方メートル以下の場合は21,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下の場合は37,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合は61,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の場合は114,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の場合は171,000円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合は251,000円、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の場合は425,000円、20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の場合は530,000円、30,000平方メートルを超える場合は627,000円

イ 長期使用構造等適合計画以外の計画である場合であって住宅が存する建築物の床面積の合計が、200平方メートル以下の場合は72,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下の場合は168,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合は269,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の場合は542,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の場合は955,000円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合は1,628,000円、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の場合は

3,008,000円、20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の場合は4,284,000円、30,000平方メートルを超える場合は5,270,000円

(66) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく計画のうち新築に係る住宅の変更の認定の申請に対する審査 新築に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 住宅が存する建築物の変更に係る部分の床面積の合計が、200平方メートル以下の場合は9,100円、200平方メートルを超え500平方メートル以下の場合は17,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合は30,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の場合は55,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の場合は86,000円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合は135,000円、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の場合は221,000円、20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の場合は265,000円、30,000平方メートルを超える場合は310,000円

(66)の2 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく計画のうち増築又は改築に係る住宅の変更の認定の申請に対する審査 増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 住宅が存する建築物の変更に係る部分の床面積の合計が、200平方メートル以下の場合は11,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下の場合は21,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合は38,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の場合は67,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の場合は109,000円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合は173,000円、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の場合は285,000円、20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の場合は343,000円、30,000平方メートルを超える場合は393,000円

(67) 長期優良住宅普及促進法第9条第1項又は第3項の規定に基づく譲受人を決定し、管理者等が選任された場合における計画の変更の認定の申請に対する審査 譲受人を決定し、管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 住宅が存する建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が、200平方メートル

ル以下の場合には16,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下の場合には28,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合には47,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の場合には90,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の場合には133,000円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合には193,000円、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の場合には326,000円、20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の場合には405,000円、30,000平方メートルを超える場合は485,000円

(68) 長期優良住宅普及促進法第10条の規定に基づく計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査 長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料 16,000円

(69) 長期優良住宅普及促進法第18条第1項の規定に基づく認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料 160,000円

(70) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録又はその更新の申請（以下「登録等申請」という。）に対する審査 サービス付き高齢者向け住宅事業登録等申請手数料 次に掲げる額を合算した額

ア 登録等申請を行う住宅の居住部分の戸数が10戸以下の場合には25,000円、11戸以上20戸以下の場合には29,000円、21戸以上30戸以下の場合には34,000円、31戸以上40戸以下の場合には38,000円、41戸以上50戸以下の場合には42,000円、51戸以上70戸以下の場合には50,000円、71戸以上100戸以下の場合には63,000円、101戸以上の場合は75,000円

イ 登録等申請を行う住宅の各居住部分の床面積が25平方メートル未満の場合又は各居住部分に台所、収納設備若しくは浴室を備えない場合において、居住部分の戸数が10戸以下のときは6,200円、11戸以上20戸以下のときは6,900円、21戸以上30戸以下のときは7,600円、31戸以上40戸以下のときは8,300円、41戸以上50戸以下のときは9,000円、51戸以上70戸以下のときは9,700円、71戸以上100戸以下のときは11,000円、10

1戸以上のときは12,000円

ウ 登録等申請を行う住宅においてサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項第6号ハに規定する家賃等の前払金を受領する場合は6,200円

エ 登録等申請を行う住宅におけるサービス付き高齢者向け住宅事業の入居条件及びサービスの内容等が賃貸借契約による契約で定めるもの以外のものである場合は4,200円

(71) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第17条第1項に定める計画（以下この号において「計画」という。）の認定の申請において、同条第4項の規定による申出が含まれる場合又は同法第18条第1項に定める計画の変更（以下この号において「計画の変更」という。）の認定の申請において、同法第18条第2項において準用する同法第17条第4項の規定による申出が含まれる場合の審査 バリアフリー法に規定する計画の認定の申請に申出が含まれる場合における計画認定申請手数料又は計画変更認定申請手数料 第1号に掲げる建築物に関する確認申請等手数料の金額に相当する額（次に掲げる場合にあつては、当該額に次のア及びイの区分に応じ、当該区分に定める額を加えた額）

ア 計画又は計画の変更に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 第3号に掲げる建築設備に関する確認申請等手数料の金額に相当する額

イ 計画又は計画の変更に建築基準法第88条第1項又は第2項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 第4号に掲げる工作物に関する確認申請等手数料の金額に相当する額

(72) 建築基準法施行規則第11条の3第1項に掲げる建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、処分等概要書及び全体計画概要書（以下これらを「概要書」という。）の写しの交付 概要書の写しの交付手数料 300円

(73) 建築基準法第42条第1項第5号に定める位置の指定を受けた道路の図面（以下「位置指定道路図」という。）の写しの交付 位置指定道路図の写しの交付手数料 300円

(74) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申

請に対する審査 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 次に掲げる額を合算した額

- ア 一戸建ての住宅（一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないものをいう。以下この号から第75号までにおいて同じ。）に係る低炭素建築物新築等計画である場合であって、兵庫県低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱（平成24年12月4日制定）第4条に規定する知事が定める機関により作成された低炭素化促進法第54条第1項第1号に規定する基準に適合する低炭素建築物新築等計画であると認める旨の書類（以下「低炭素基準適合証」という。）が添付されているときは、床面積の合計が、200平方メートル未満のものにあつては7,000円、200平方メートル以上のものにあつては7,500円
- イ 一戸建ての住宅に係る低炭素建築物新築等計画である場合であって、品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下この号において「性能評価書」という。）が添付されているときは、床面積の合計が、200平方メートル未満のものにあつては9,100円、200平方メートル以上のものにあつては9,600円
- ウ 一戸建ての住宅に係る低炭素建築物新築等計画である場合であって、低炭素基準適合証及び性能評価書が添付されていないときは、床面積の合計が、200平方メートル未満のものにあつては40,000円、200平方メートル以上のものにあつては45,000円
- エ 建築物（一戸建ての住宅であるものを除く。以下この号から第75号まで及び第7項において同じ。）の住戸の部分に係る低炭素建築物新築等計画である場合であつて、低炭素基準適合証が添付されているときは、床面積の合計が、300平方メートル未満のものにあつては12,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては28,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては67,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては104,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては168,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては238,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては373,000円
- オ 建築物の住戸の部分に係る低炭素建築物新築等計画である場合であつて、性能評価書が添付されているときは、床面積の合計が、300平方メートル未満のものにあ

っては15,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては30,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては69,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては106,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては170,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては240,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては375,000円

カ 建築物の住戸の部分に係る低炭素建築物新築等計画である場合であつて、低炭素基準適合証及び性能評価書が添付されていないときは、床面積の合計が、300平方メートル未満のものにあつては77,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては130,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては228,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては318,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては617,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては1,065,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては1,958,000円

キ 建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画である場合（住宅の用に供する部分（以下この号において「住宅部分」という。）に限る。）であつて、低炭素基準適合証が添付されているときは、床面積（住宅部分のうち単位住戸以外の部分のエネルギー消費性能を評価しない場合にあつては、床面積から当該部分の面積を除いた面積とする。以下この号から第75号までにおいて同じ。）の合計が、300平方メートル未満のものにあつては12,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては28,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては67,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては104,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては168,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては238,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては373,000円

ク 建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画である場合（住宅部分に限る。）であつ

て、低炭素基準適合証が添付されていないときは、床面積の合計が、300平方メートル未満のものにあつては77,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては130,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては228,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては318,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては617,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては1,065,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては1,958,000円

ケ 建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画である場合（住宅部分以外の部分に限る。）であつて、低炭素基準適合証が添付されているときは、床面積の合計が、300平方メートル未満のものにあつては12,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては22,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては35,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては104,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては154,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては201,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては243,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては357,000円

コ 建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画である場合（住宅部分以外の部分に限る。）であつて、建築物全体のエネルギーの使用の効率性その他性能について、特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法として市長が別に定めるものにより算出するときは、床面積の合計が、300平方メートル未満のものにあつては96,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては124,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては163,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては271,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては347,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては424,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては492,

000円、50,000平方メートル以上のものにあつては656,000円
サ 建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画である場合（住宅部分以外の部分に限る。）であつて、建築物全体のエネルギーの使用の効率性その他性能について、特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法として市長が別に定めるものにより算出しないときは、床面積の合計が、300平方メートル未満のものにあつては244,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては307,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては397,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては575,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては703,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては839,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては953,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては1,209,000円

(75) 低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査 低炭素建築物新築等計画変更申請手数料 低炭素建築物新築等計画に係る一戸建ての住宅又は建築物の変更しようとする部分の前号に掲げる区分及び床面積（一戸建ての住宅又は建築物のエネルギー使用の効率性その他の性能を算出する方法の変更を伴う場合にあつては、変更後の方法で評価される一戸建ての住宅又は建築物の部分の床面積を含む。次号において同じ。）に応じ、前号に規定する額

(76) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定に基づく新築等計画の変更が軽微な変更にあつている旨の証明の申請に対する審査 低炭素建築物新築等計画軽微変更該当証明申請手数料 低炭素建築物新築等計画に係る一戸建ての住宅又は建築物の変更した部分の第73号に掲げる区分及び床面積に応じ、同号に規定する額

(77) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づくマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 要除却認定マンション建替えの容積率の特例許可申請手数料 160,000円

(78) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項の規定が適用される建築物の部分が含

まれる場合における建築基準法第7条第4項若しくは同法第18条第17項の規定に基づく完了検査又は同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に係る同法第7条第4項若しくは同法第18条第17項の規定に基づく完了検査 建築物省エネ法第12条第1項又は同法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「省エネ確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適合性判定」という。）を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料 第5号又は第9号に定める額に次の区分に定める額を加えた額 省エネ確保計画に係る非住宅部分（同法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。次号から第81号まで及び第84号において同じ。）の床面積の合計が、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては17,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては28,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては85,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては134,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては169,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては211,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては296,000円

(79) 省エネ確保計画に係る省エネ適合性判定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この号、第81号及び第84号において「省令」という。）第1条第1項第1号ロに規定する基準（以下「モデル建物基準」という。）による場合であつて、工場、倉庫その他これらに類する用途に供する建築物（以下この号及び第79号において「工場等」という。）のうち非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては32,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては46,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては118,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては168,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては216,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては260,000円、50,

000平方メートル以上のものにあつては379,000円、工場等以外の建築物のうち非住宅部分の床面積の合計が、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては119,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては158,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては264,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては339,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては415,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては482,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては644,000円

イ モデル建物基準によらない場合であつて、工場等のうち非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては37,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては51,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては125,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては175,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては224,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては270,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては390,000円、工場等以外の建築物のうち非住宅部分の床面積の合計が、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては300,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては388,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては563,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては689,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては823,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては935,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては1,187,000円

ウ 第81号ただし書又は第82号ただし書に規定する認定を受けた建築物のうち、他の建築物(建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。)の場合(当該他の建築物のエネルギー消費性能について当該認定に係るエネルギー

消費性能を算出する方法と同一の方法を用いて算出する場合に限る。以下次号及び第80号において同じ。)であって、床面積の合計が、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては22,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては35,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては103,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては151,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては198,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては239,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては352,000円

- (80) 建築物省エネ法第12条第2項又は同法第13条第3項の規定に基づく変更後の省エネ確保計画の省エネ適合性判定の申請に対する審査 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料

ア モデル建物基準による場合であつて、工場等以外の建築物のうち非住宅部分の変更しようとする部分の床面積(エネルギー消費性能を算出する方法(以下この号において「算出方法」という。))の変更を伴う場合にあつては、変更後の算出方法で評価する建築物の床面積を含む。以下この号、次号、第82号及び第83号において同じ。)の合計が、300平方メートル未満のものにあつては93,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては119,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては158,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては264,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては339,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては415,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては482,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては644,000円、工場等のうち非住宅部分の変更しようとする部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては22,000円、300平方メートル以上のものにあつては変更しようとする部分の床面積に応じ、前号アに規定する額

イ モデル建物基準によらない場合であつて、工場等以外の建築物のうち非住宅部分の変更しようとする部分の床面積の合計が、300平方メートル未満のものにあつて

は238,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては300,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては388,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては563,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては689,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては823,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては935,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては1,187,000円、工場等のうち非住宅部分の変更しようとする部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては26,000円、300平方メートル以上のものにあつては変更しようとする部分の床面積に応じ、前号イに規定する額

ウ 第81号ただし書又は第82号ただし書に規定する認定を受けた建築物のうち、他の建築物の場合であつて、非住宅部分の変更しようとする部分の床面積（エネルギー消費性能を算出する方法の変更を伴う場合にあつては、変更後の方法で評価する建築物の床面積を含む。以下この号、次号、第82号及び第83号において同じ。）の合計が、300平方メートル未満のものにあつては12,000円、300平方メートル以上のものにあつては変更しようとする部分の床面積に応じ、前号ウに規定する額

(81) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。第83号において「施行規則」という。）第11条の規定に基づく省エネ確保計画の変更が軽微な変更該当している旨の証明の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料 非住宅部分の変更した部分の前号に掲げる区分及び床面積に応じ、同号に規定する額。ただし、次号ただし書又は第82号ただし書に規定する認定を受けた建築物のうち、他の建築物の場合にあつては、省エネ確保計画に係る非住宅部分の変更した部分の床面積の合計が、300平方メートル未満のものにあつては12,000円、300平方メートル以上のものにあつては変更した部分の床面積に応じ、第78号ウに規定する額

(82) 建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「性能向上計画」という。）の認定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 次に掲げる額を合算した額。ただし、他の建築物が記載された性能向上計画の認定の申請にあつては、建築物ごとに次に掲げる区分及

び床面積に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額とする。

ア 兵庫県建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要綱（平成28年4月1日制定）第2条に規定する知事が定める機関により作成された建築物省エネ法第35条第1項第1号の建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合する性能向上計画であると認める旨の書類（以下この号において「適合証」という。）が添付されている場合で、住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この号及び第84号において同じ。）のみを有する建築物（以下この号及び第84号において「住宅建築物」という。）に係る性能向上計画であるときは、一棟の建築物で住戸の数が一の住宅（以下この号及び第84号において「一戸建ての住宅」という。）の床面積の合計が、200平方メートル未満のものにあつては6,900円、200平方メートル以上のものにあつては7,400円

イ 適合証が添付されている場合で、住宅建築物に係る性能向上計画であるときは、一戸建ての住宅以外の住宅の床面積（省令第4条第3項第1号に規定する共用部分のエネルギー消費性能を評価しない場合にあつては、床面積から当該共用部分の面積を除いた面積とする。以下この号から第84号までにおいて同じ。）の合計が、300平方メートル未満のものにあつては12,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては28,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては66,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては103,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては165,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては234,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては368,000円

ウ 適合証が添付されている場合で、住宅建築物以外の建築物に係る性能向上計画であるときは、住宅部分の床面積の合計が、300平方メートル未満のものにあつては12,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては28,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては66,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては103,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては165,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては234,000

円、50,000平方メートル以上のものにあつては368,000円

エ 適合証が添付されている場合で、住宅建築物以外の建築物に係る性能向上計画であるときは、非住宅部分の床面積の合計が、300平方メートル未満のものにあつては12,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては22,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては35,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては103,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては151,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては198,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては239,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては352,000円

オ 適合証が添付されていない場合で、住宅建築物に係る性能向上計画であるときは、一戸建ての住宅の床面積の合計が、200平方メートル未満のものにあつては37,000円、200平方メートル以上のものにあつては42,000円

カ 適合証が添付されていない場合で、住宅建築物に係る性能向上計画であるときは、一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が、300平方メートル未満のものにあつては74,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては126,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては222,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては310,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては604,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては1,045,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては1,923,000円

キ 適合証が添付されていない場合で、住宅建築物以外の建築物に係る性能向上計画であるときは、住宅部分の床面積の合計が、300平方メートル未満のものにあつては74,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては126,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては222,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては310,000円、10,000平方メートル

ル以上25,000平方メートル未満のものにあつては604,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては1,045,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては1,923,000円

ク 適合証が添付されていない場合で、住宅建築物以外の建築物に係る性能向上計画で、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準によるときは、非住宅部分の床面積の合計が、300平方メートル未満のものにあつては93,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては119,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては158,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては264,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては339,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては415,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては482,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては644,000円

ケ 適合証が添付されていない場合で、住宅建築物以外の建築物に係る性能向上計画で、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準によらないときは、非住宅部分の床面積の合計が、300平方メートル未満のものにあつては238,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては300,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては388,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては563,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては689,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては823,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては935,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては1,187,000円

(83) 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 性能向上計画に係る建築物の変更しようとする部分の前号に掲げる区分及び床面積に応じ、同号に規定する額。ただし、他の建築物が記載されている性能向上計画の変更の認定の申請にあつては、建築物ごとに変更しようとする部分の同号に掲げる区分及び床面積に

応じ、同号に定める額を合算した額とする。

(84) 施行規則第29条の規定に基づく性能向上計画の変更が軽微な変更該当している旨の証明の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明申請手数料 性能向上計画に係る建築物の変更した部分の第81号に掲げる区分及び床面積に応じ、同号に規定する額

(85) 建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請（以下「基準適合認定申請」という。）に対する審査 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 次に掲げる額を合算した額

ア 兵庫県建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に関する要綱（平成28年4月1日制定）第2条に規定する知事が定める機関により作成された建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物であると認める旨の書類（以下この号において「適合証」という。）が添付されている場合で、住宅建築物に係る基準適合認定申請のときは、一戸建ての住宅の床面積の合計が、200平方メートル未満のものにあつては6,900円、200平方メートル以上のものにあつては7,400円

イ 適合証が添付されている場合であつて、住宅建築物に係る基準適合認定申請のときは、一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が、300平方メートル未満のものにあつては12,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては28,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては66,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては103,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては165,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては234,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては368,000円

ウ 適合証が添付されている場合で、住宅建築物以外の建築物に係る基準適合認定申請のときは、住宅部分の床面積の合計が、300平方メートル未満のものにあつては12,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては28,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては66,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては103,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては165,000円、25,000

平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては234,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては368,000円

エ 適合証が添付されている場合で、住宅建築物以外の建築物に係る基準適合認定申請のときは、非住宅部分の床面積の合計が、300平方メートル未満のものにあつては12,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては22,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては35,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては103,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては151,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては198,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては239,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては352,000円

オ 適合証が添付されていない場合で、住宅建築物に係る基準適合認定申請で省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に規定する基準（以下この号において「モデル住宅基準」という。）又は同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準（以下この号において「仕様基準」という。）によるときは、一戸建ての住宅の床面積の合計が、200平方メートル未満のものにあつては20,000円、200平方メートル以上のものにあつては22,000円

カ 適合証が添付されていない場合で、住宅建築物に係る基準適合認定申請で仕様基準によらないときは、一戸建ての住宅の床面積の合計が、200平方メートル未満のものにあつては37,000円、200平方メートル以上のものにあつては42,000円

キ 適合証が添付されていない場合で、住宅建築物に係る基準適合認定申請で住宅部分が省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準（以下この号において「フロア入力基準」という。）によるとき、又は全ての住戸が仕様基準によるときは、一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては37,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては66,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては126,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては181,000円、10,000平方メ

一トール以上25,000平方メートル未満のものにあつては328,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては533,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては940,000円
ク 適合証が添付されていない場合で、住宅建築物に係る基準適合認定申請でフロア入力基準又は仕様基準によらないときは、一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が、300平方メートル未満のものにあつては74,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては126,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては222,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては310,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては604,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては1,045,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては1,923,000円

ケ 適合証が添付されていない場合で、住宅建築物以外の建築物に係る基準適合認定申請で、住宅部分がモデル住宅基準若しくはフロア入力基準によるとき、又は全ての住戸が仕様基準によるときは、住宅部分の床面積の合計が、300平方メートル未満のものにあつては37,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては66,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては126,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては181,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては328,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては533,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては940,000円

コ 適合証が添付されていない場合で、住宅建築物以外の建築物に係る基準適合認定申請で、モデル住宅基準、フロア入力基準又は仕様基準によらないときは、住宅部分の床面積の合計が、300平方メートル未満のものにあつては74,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては126,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては222,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては310,000円、10,000平方メートル以上25,000平

方メートル未満のものにあつては604,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては1,045,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては1,923,000円

サ 適合証が添付されていない場合で、住宅建築物以外の建築物に係る基準適合認定申請でモデル建物基準による時は、非住宅部分の床面積の合計が、300平方メートル未満のものにあつては93,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては119,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては158,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては264,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては339,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては415,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては482,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては644,000円

シ 適合証が添付されていない場合で、住宅建築物以外の建築物に係る基準適合認定申請でモデル建物基準によらないときは、非住宅部分の床面積の合計が、300平方メートル未満のものにあつては238,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては300,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては388,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては563,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては689,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては823,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては935,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては1,187,000円

2 前項第1号及び第2号における床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築物に係る部分の床面積
- (2) 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する

部分にあつては、当該増加する部分の床面積)

- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
 - (4) 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
- 3 第1項第5号、第6号、第9号及び第10号における床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- 4 第1項第65号から第67号までに定める額が10,000円未満となる場合において、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとし、同項第65号から第67号までに定める額が10,000円以上となる場合において、その額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に切り上げるものとする。
- 5 第1項第65号から第66号の2までにおいて、計画の認定の申請に長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料若しくは増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料又は計画の変更の認定の申請に長期優良住宅普及促進法第8条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料若しくは増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、第1項第1号に掲げる建築物に関する確認申請等手数料の金額に相当する額（次の各号に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ当該各号に掲げる額を加算した額）を加算した額とする。
- (1) 計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 第1項第3号に掲げる建築設備に関する確認申請等手数料の金額に相当する額
 - (2) 計画に建築基準法第88条第1項又は第2項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 第1項第4号に掲げる工作物に関する確認申請等手数料の金額に相当する額
- 6 第1項第66号及び第66号の2において、計画の変更の認定の申請が次の各号に掲

げる基準（長期使用構造等適合計画にあつては第2号の基準）に適合するかどうかの認定を要するものである場合における新築に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料又は増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、当該各号に掲げる額を加算した額とする。

(1) 長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準 次に掲げるいずれかの場合に応じて、それぞれ定める額

ア 第1項第66号における申請において、住宅が存する建築物の変更に係る部分の床面積の合計が、200平方メートル以下の場合には38,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下の場合には98,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合には156,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の場合には320,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の場合には587,000円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合には1,031,000円、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の場合には1,934,000円、20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の場合には2,811,000円、30,000平方メートルを超える場合は3,477,000円

イ 第1項第66号の2における申請において、住宅が存する建築物の変更に係る部分の床面積の合計が、200平方メートル以下の場合には51,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下の場合には131,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合には208,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の場合には428,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の場合には784,000円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合には1,377,000円、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の場合には2,583,000円、20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の場合には3,754,000円、30,000平方メートルを超える場合は4,644,000円

(2) 長期優良住宅普及促進法第6条第1項第2号、第5号又は第6号に掲げる基準

ア 第1項第66号における申請において、住宅が存する建築物の変更に係る部分の床面積の合計が、200平方メートル以下の場合には7,000円、200平方メートル

ルを超え500平方メートル以下の場合には12,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合には17,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の場合には35,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の場合には47,000円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合には58,000円、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の場合には105,000円、20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の場合には140,000円、30,000平方メートルを超える場合は175,000円

イ 第1項第66号の2における申請において、住宅が存する建築物の変更に係る部分の床面積の合計が、200平方メートル以下の場合には9,300円、200平方メートルを超え500平方メートル以下の場合には16,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合には23,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の場合には47,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の場合には62,000円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合には78,000円、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の場合には140,000円、20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の場合には187,000円、30,000平方メートルを超える場合は234,000円

7 第1項第74号及び第75号において、建築物の住戸の部分に係る低炭素建築物新築等計画の認定と当該住戸を含む建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画の認定を併せて申請する場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料、低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画軽微変更該当証明申請手数料の額は、建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画である場合における手数料の額とする。

8 第1項第74号及び第75号において、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に低炭素化促進法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に低炭素化促進法第55条第2項において準用する低炭素化促進法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における低炭素建築物新築等計画申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更申請手数料の額は、第1項第1号及び第2項の規定により算定する建築物に関する確認申請等手数料の金額に相当する額（次の各号に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ当該各号に掲げる額を加算した額）を加算した額とする。

(1) 低炭素建築物新築等計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 第1項第3号に掲げる建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額

(2) 低炭素建築物新築等計画に建築基準法第88条第1項又は第2項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 第1項第4号に掲げる工作物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額

9 第1項第82号及び第83号において、性能向上計画の認定の申請に建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出が含まれる場合若しくは性能向上計画の変更の認定の申請に建築物省エネ法第36条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、第1項の規定により算定する建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額（次の各号に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ当該各号に掲げる額を加算した額）を加算した額とする。

(1) 性能向上計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 第1項第3号に掲げる建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額

(2) 性能向上計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 第1項第4号に掲げる工作物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額

(徴収の時期)

第3条 前条の規定による手数料は、当該手数料に係る事務の申請又は通知の際に徴収する。

(不還付)

第4条 既に徴収した手数料は、還付しない。

(減免)

第5条 市長は、第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、手数料を減額し、又は免除することができる。

(1) 第2条第1項第1号から第14号までに規定する事務で、建築物等が災害を受けたことによる場合

(2) 第2条第1項第63号に規定する事務で、市長が公益上必要があると認める場合又

は災害その他特別の理由があると認める場合

(3) その他市長が特別の理由があると認める場合

2 前項各号の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、手数料減免申請書に必要な証明書等を添付して市長に提出しなければならない。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年10月12日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月27日条例第18号）

この条例は、平成14年5月1日から施行する。

附 則（平成15年3月26日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年7月1日条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第90号）

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年9月14日条例第98号）

この条例は、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律（平成18年法律第30号）の施行の日から施行する。

附 則（平成19年3月28日条例第24号）

1 この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）の施行の日から施行する。

2 この条例による改正後の姫路市建築確認申請手数料等徴収条例第2条第1項第1号から第14号までの規定は、この条例の施行の日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第2項（同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物について適用する。

附 則（平成21年5月29日条例第41号）

この条例は、平成21年6月4日から施行する。

附 則（平成23年10月6日条例第49号）

この条例は、平成23年10月20日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第22号）

この条例は、平成24年5月1日から施行する。ただし、第2条第1項第36号から第38号まで、第53号及び第54号の改正規定、同項に3号を加える改正規定（第70号に係る部分を除く。）並びに同条第6項の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第71号及び第72号の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月20日条例第63号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日条例第23号）

この条例は、平成27年6月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日条例第39号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月24日条例第48号）

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日条例第23号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月5日条例第60号）

この条例は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第24号）の施行の日から施行する。

附 則（平成30年3月28日条例第20号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月4日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月26日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月26日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月29日条例第16号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和３年１２月２２日条例第５７号）

この条例は、令和４年２月２０日から施行する。ただし、第２条第１項第７１号の改正規定は、公布の日から施行する。